

# 相模原市被災地支援計画

令和8年3月

相 模 原 市

# 目 次

<b>1. 総論</b>	<b>1</b>
1.1 基本方針	1
1.2 計画の位置付け	1
1.3 用語の定義	2
<b>2. 被災地支援体制</b>	<b>3</b>
2.1 情報連絡体制	3
2.2 応援要請への対応方針	3
2.3 主な応援派遣が想定される業務	3
2.4 被災地支援調整本部の設置	4
2.5 被災地支援本部の設置	6
<b>3. 応援職員の派遣</b>	<b>7</b>
3.1 応援職員の選定	7
3.2 応援職員の派遣	8
3.3 応援職員の派遣縮小又は中断	9
3.4 応援職員の派遣終了	9
3.5 後方支援	9
3.6 被災地支援活動	11
<b>4. その他の支援活動</b>	<b>13</b>
4.1 救援物資の輸送	13
4.2 義援金等の募集	13
4.3 広域避難者の受入れ、生活支援	13
4.4 災害廃棄物の受入れ	13
<b>5. 広報</b>	<b>14</b>
<b>6. 被災地支援本部等の廃止</b>	<b>15</b>
6.1 被災地支援本部等の廃止	15
6.2 費用負担	15
6.3 応援活動の取りまとめ	15
<b>7. 平時の備え</b>	<b>16</b>
7.1 計画の修正・推進	16
7.2 人材の育成	16
7.3 職員の被災地応援活動経験の明確化	16
7.4 資機材等の準備	16
7.5 関係機関・団体等への協力関係づくり	17

## 資料・様式

---

資料 1	主な応援派遣が想定される業務
資料 2	応援活動時に使用する資機材等一覧（参考）
資料 3	被災者支援メニュー
様式 1-1	支援状況一覧【各局区報告用】
様式 1-2	支援状況一覧【とりまとめ用】
様式 2	職員派遣状況集計表
様式 3	現地支援状況MAP
様式 4	健康管理シート
様式 5	活動状況記録（派遣職員用）
様式 6	事務引継書
様式 7	支援活動状況報告書
様式 8	アンケート調査

## 1. 総論

---

### 1.1 基本方針

---

市外において大規模な災害が発生した際には、災害対策基本法や国、県及び指定都市市長会からの要請、自治体間の災害時応援協定等を根拠に、被災自治体に対して応援を実施することが考えられる。本計画は、被災自治体や広域避難者への支援を実施する場合における実効性を確保するため、支援体制等を事前に定めておくものである。

被災自治体に対して実施する応援には、総務省による「応急対策職員派遣制度」や指定都市市長会行動計画に基づく応援、九都県市広域防災プラン、協定締結団体等からの応援要請に基づく応援、消防庁からの緊急消防援助隊の出動要請など多岐にわたる。

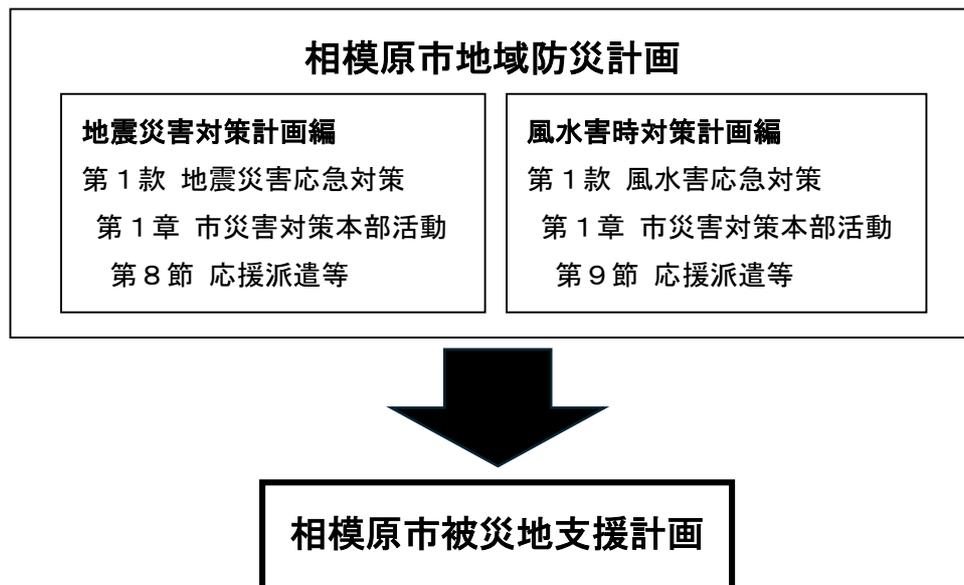
いずれの場合でも自らが被災自治体となった場合と異なり、通常業務を継続している中で被災地支援を円滑に実施する必要がある。支援要請に対し、本市は可能な限り被災自治体の意向に応じ、積極的な支援を行うものとする。

なお、地方自治法第252条の17に基づく職員の中長期派遣については、本計画においては対象外とする。

### 1.2 計画の位置付け

---

本計画は、相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 第1章 第8節 応援派遣等、風水害等対策計画編 第1款 第1章 第10節 応援派遣等）を根拠に、地域防災計画の下位計画として策定した。



地域防災計画と本計画の関係性

### 1.3 用語の定義

本計画では次表に示す用語について、次のとおり定義し使用する。

用語	説明
応援	被災自治体に対して人的・物的資源を派遣・提供及び広域避難者支援等を行うこと。
応援職員	被災した地域に派遣され、被災地の復旧や住民の生活再建などに対する支援活動を行う職員
応急対策職員派遣制度	各自治体から被災自治体へ短期の応援職員派遣を行う、総務省が設置している応援の枠組み。主な役割としては、被災自治体の災害マネジメントの支援（総括支援チーム）や避難所の運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援（対口支援チーム）がある。
緊急消防援助隊	消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊
現地調整員	本市が応援活動を行う被災自治体に常駐し、被災自治体との連絡調整とともに応援職員を支援する職員のこと。
後方支援	被災地で活動する応援職員の負担軽減のため、移動手段や宿泊場所の確保等を調整するもの
広域避難者	災害によって自らの居住地域を離れ、他の地域に避難する住民
災害廃棄物	災害によって発生する廃棄物で、破損した家や家具類に加え、避難所ごみ、仮設トイレのし尿、片付けごみ、被害を受けた家を解体することにより発生するごみなど
惨事ストレス	被災地での職務をとおして、日常的にトラウマを引き起こすような出来事やその被災者に接することで生じるストレスの一種
支援メニュー	広域避難者に対して、本市が提供する支援の方法やプログラムのこと。物資の提供、生活支援、復旧支援、心理的支援、事業再建支援など、様々な形式がある。
先遣隊	情報収集を主な目的として、被災自治体の被災状況や必要な応援職員の規模等を把握するために派遣する職員
対口支援	被災自治体に特定の応援する自治体を国が割り当て、各種の支援を重点的かつ継続的に行う方式。カウンターパート方式とも呼ぶ。

## 2. 被災地支援体制

---

### 2.1 情報連絡体制

---

危機管理局は、本市域外で大規模な災害が発生した場合（九都県市内で震度5強以上の地震を観測し、若しくは津波警報（大津波）の発表があった場合又は国内のいずれかの市区町村において震度6弱以上の地震を観測し、若しくは大雨特別警報の発表等があった場合）は、国や九都県市、指定都市市長会等を通じて被害状況や応援要請の有無などに関する情報収集を行う。

必要と認められる場合は、被災自治体の被災状況や必要な応援職員の規模等を把握するために危機管理局及び関係各局より情報収集を主な目的とした先遣隊を派遣する。

### 2.2 応援要請への対応方針

---

国、県又は被災した地方公共団体からの応援派遣要請があった場合や九都県市、指定都市市長会等において応援の実施が決定された場合、特別な理由がない限り応援派遣を行う。

#### 1 広域的な支援の枠組みにおける応援要請

応急対策職員派遣制度や指定都市市長会行動計画に基づく応援要請など広域的な支援の枠組みにおける応援要請があった場合、危機管理局が応援活動に関する調整等を行う。

#### 2 他市町村等との個別の協定等に基づく応援要請

個別の協定等に基づく応援については、当該協定等の所管部署が、応援活動に関する情報収集や被災地市町村の応援要請の聞き取り等を行い、危機管理局ほか関係各局と連携して応援活動の調整を行う。

#### 3 専門的業務に関する応援要請

消防機関、医療保健分野や公営企業等における専門的業務に関する応援については、所管部署が応援活動に関する情報収集等を行い、関係各局と連携して、応援活動に関する調整等を行う。この際、応援活動の状況等を危機管理局に報告する。

### 2.3 主な応援派遣が想定される業務

---

主な応援派遣が想定される業務については、「資料1（主な応援派遣が想定される業務）」のとおり

## 2.4 被災地支援調整本部の設置

次のいずれかに該当する場合は、被災地への支援を調整・準備するため、危機管理監を本部長とする被災地支援調整本部を設置する。

なお、広域避難者の受入れ・生活支援など全庁横断的に支援を実施する場合には、危機管理監が総合的に判断し、設置することができる。被災地支援調整本部を設置しない場合も設置した場合に準じて所管部署が対応する。

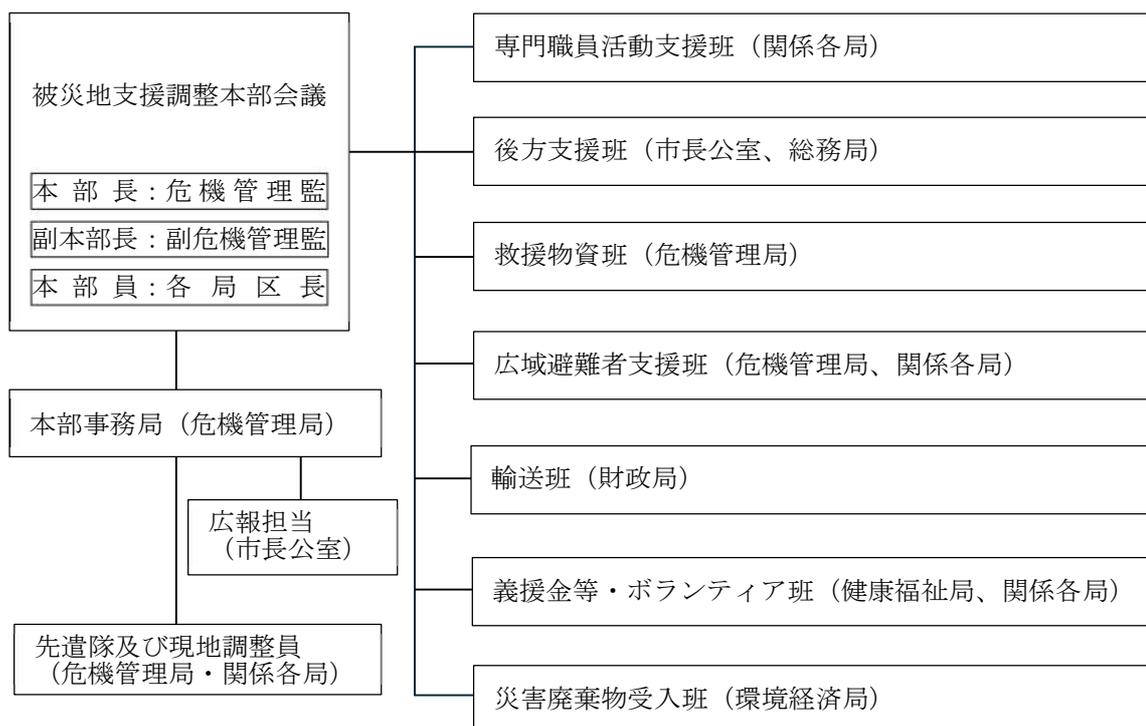
- ア 広域的な支援の枠組みにおける応援派遣（以下「広域的支援による派遣」という。）を決定した場合
- イ 他市町村等との個別の協定等に基づき応援派遣（以下「個別協定等による派遣」という。）を決定した場合
- ウ 専門的業務に関する応援派遣（以下「専門的業務派遣」という。）を、複数の枠組みにおいて同時期に行う場合

### 1 被災地支援調整本部の組織

被災地支援調整本部の組織の基本的な体制は次のとおりとする。なお、災害の規模及び派遣規模により危機管理監が総合的に判断し、決定することとする。

被災地支援調整本部での決定事項については、市長、副市長に報告するとともに必要に応じて指示を仰ぐ。

<被災地支援調整本部組織概要図>



## 2 被災地支援調整本部の担当業務

組織班	担当局等	主な任務
本部事務局	危機管理局	<支援体制の統制> <ul style="list-style-type: none"> <li>派遣の可否、人数等の決定</li> <li>被災地支援調整本部の設置・運営</li> <li>応援派遣に係る庁内の総合調整</li> <li>被災地支援調整本部会議の開催</li> <li>情報収集、整理、提供</li> <li>応援職員への後方支援に係る調整</li> </ul>
先遣隊及び 現地調整員	危機管理局 関係各局	<情報収集> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災自治体の被災状況や必要な応援職員の規模等の把握</li> <li>宿泊場所や移動手段の確保</li> <li>応援業務内容の確認及び調整</li> </ul> <被災地での応援職員の支援活動> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地における被災自治体職員や他の応援自治体職員との情報共有</li> <li>業務の引継ぎ支援</li> <li>現地活動状況の取りまとめ、本部への報告</li> </ul>
広報担当	市長公室	<応援活動内容に関する広報> <ul style="list-style-type: none"> <li>応援活動に関する報道発表の各課間調整</li> </ul>
専門職員活動支援班	関係各局	<応援職員等の調整> <ul style="list-style-type: none"> <li>専門的業務派遣に関すること（緊急消防援助隊含む。）</li> </ul>
後方支援班	市長公室	<情報・システムの調整> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地への職員派遣に伴う情報及びシステムに関する調整等</li> </ul>
	総務局	<応援職員等の調整> <ul style="list-style-type: none"> <li>派遣人数等の調整</li> <li>庁内における各所管への派遣人数の割当、派遣ローテーションの計画作成（専門的業務に係る職員の選定を除く。）</li> <li>必要な携行品等の準備</li> <li>宿泊場所や移動手段の運用に係る調整</li> <li>派遣後の職員の健康状態の把握</li> <li>応援職員向けの相談窓口の設置</li> </ul>
救援物資班	危機管理局	<物的支援の実施> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援が必要な物資の情報収集</li> <li>備蓄物資に関する対応</li> </ul>
輸送班	財政局	<輸送に関する調整> <ul style="list-style-type: none"> <li>派遣に要する車両等の調達及び配車</li> <li>自動車輸送の協力に関する協定の運用</li> </ul>

組織班	担当局等	主な任務
広域避難者支援班	危機管理局	<広域避難者の受入れ> ・ 支援メニューのとりまとめ
	関係各局	<広域避難者の受入れ> ・ 住宅対策に関すること ・ 支援メニューの整理 ・ 広域避難者情報の報告 <広域避難者の支援> ・ 支援メニューに記載の行政サービスの受付及び実施
義援金等・ボランティア班	健康福祉局 関係各局	<義援金等> ・ 義援金等に関すること
	関係各局	<ボランティア> ・ ボランティアに関すること
災害廃棄物受入班	環境経済局	<災害廃棄物の受入れ> ・ 災害廃棄物の受入れに関すること

## 2.5 被災地支援本部の設置

被災地支援の内容が長期化・大規模となり、相模原市業務継続計画が発動する場合、それに準じた市役所業務の縮小を行うこととなる場合など、全庁体制を必要とする際には、市長を本部長とする被災地支援本部（災害の規模や支援内容に応じて柔軟な組織となるよう相模原市災害対策本部要綱を準用する。）を設置する。

なお、被災地支援本部を設置した場合は、被災地支援調整本部の役割を被災地支援本部が担う。

### 3. 応援職員の派遣

---

#### 3.1 応援職員の選定

---

広域的支援による派遣や個別協定等による派遣に当たっては、次の手順を基準として、後方支援班（総務局）が応援職員の選定等の手続きを行い、決定するものとする。

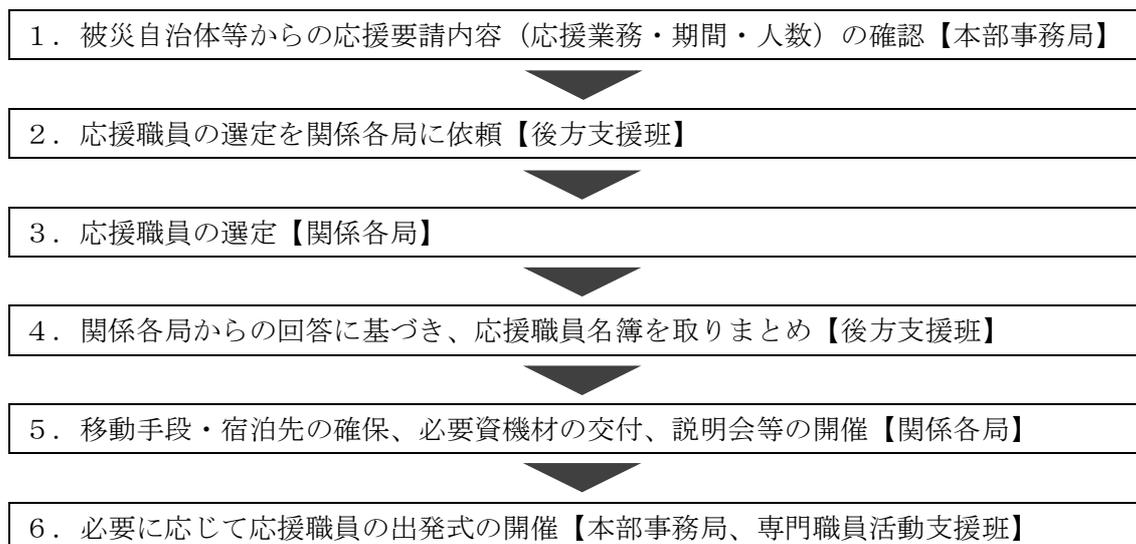
なお、上記以外の専門的業務に係る職員の選定は、次の手順を参考に過去の応援派遣の状況等を踏まえて専門職員活動支援班（関係各局）が行う。

選定に当たって、発災直後は比較的経験のある職員を派遣し、作業方針を確立した上で、後続の派遣隊に引き継ぐことを目指す。

新たな人材を育成するため、災害時業務経験者と未経験者を組み合わせて派遣することにも留意する。

また、被災地においては女性の視点での支援活動も求められることから、特に避難所運営業務においては、女性職員の派遣にも留意する。

#### < 応援職員の派遣の手順 >



### 3.2 応援職員の派遣

#### 1 派遣前の事前説明の実施

広域的支援による派遣や個別協定等による派遣に当たっては、本部事務局（危機管理局）及び後方支援班（総務局）は、事前に収集・把握している被災地の被害状況や活動環境に関する情報などについて、応援職員に提供する。特に、職員の派遣前には説明会の開催等により、被災地の被害状況や応援業務の概要等を説明し、現地での円滑かつ効果的な活動に資するものとする。

#### 2 派遣のパターン及び期間

下表の派遣のパターンを基本として、派遣時の状況により所要の修正を行うものとする。

後方支援班（総務局）は、応援職員が交代する際の業務の引継ぎについて、被災自治体の負担にならないよう、引継ぎの時間をとるため派遣日を1日重ねて派遣するよう調整する。

また、派遣期間は1週間を基本に、適切な期間を設定する。

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	～	～	X	
応援派遣隊 (全員交代の場合)	移動	第1次応援派遣隊							引継ぎ	第2次応援派遣隊							引継ぎ	～	～	帰庁	
									引継ぎ						引継ぎ					活動終了	
派遣の規模、活動内容等は被災状況に応じて適宜調整																					
応援派遣隊 (半数交代の場合)	移動	第1次応援派遣隊			引継ぎ			引継ぎ			第2次応援派遣隊			引継ぎ			引継ぎ			活動終了	帰庁

応援派遣隊の派遣パターンイメージ

#### 3 専門的業務派遣の取扱い

上記1及び2を参考に過去の応援派遣の状況等を踏まえて専門職員活動支援班（関係各局）が行う。

### 3.3 応援職員の派遣縮小又は中断

---

本市において、災害等が発生し、対応が必要となった場合には、被災自治体等と調整の上、応援職員の派遣を縮小し、又は中断することとする。

### 3.4 応援職員の派遣終了

---

応援職員の派遣終了時期については、被災地支援本部又は被災地支援調整本部（以下「被災地支援本部等」という。）が被害状況や行政機能の状況を踏まえ、被災自治体等と調整し、決定するものとする。

#### 【指定都市市長会行動計画実施モデル（抜粋）】

避難所運営並びに建物被害認定調査及び罹災証明書の交付の支援期間の目安

- ・避難所運営：3～4週間
- ・建物被害認定調査及び罹災証明書の交付：1～2か月

### 3.5 後方支援

---

被災地支援本部等は、被災地で活動する応援職員の負担軽減を第一目的とし、応援職員や現地調整員と調整を行いながら後方支援を行う。支援の内容は次のとおりとする。

#### 1 移動手段の確保

被災地の状況、搬送資機材等から総合的に判断する。輸送班（財務局）においては、公用車（マイクロバス等）の移動手段を検討する。公共交通機関の運行状況、最寄駅からの交通手段等が確保できる場合には、公共交通機関の活用も検討する。

#### 2 宿泊場所の確保

宿泊場所については、本部事務局（危機管理局）や専門職員活動支援班（関係各局）と調整の上、後方支援班（総務局）が確保する。

#### 3 水や食料の確保

現地での水や食料の確保が困難であり、かつ緊急を要する場合は、後方支援班（総務局）で調達する。

#### 4 職員の健康管理等

職員の疲労や惨事ストレス等を考慮して、後方支援班（総務局）において、応援職員に対する派遣期間の調整や体調・メンタル面の状況把握を行うとともに、被災地への派遣前から派遣後まで保健指導等の対策を適切に行う。

#### 5 資機材等の調達

必要となった資機材がある場合、本部事務局（危機管理局）や専門職員活動支援班（関係各局）と調整の上、当該応援活動を所管する部局において速やかに調達する。

#### 6 その他

現地で活動している応援職員や現地調整員の要望に応じて、適宜対応する。

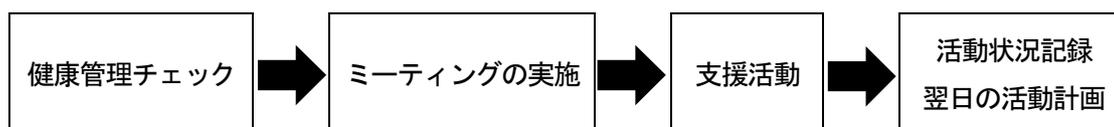
### 3.6 被災地支援活動

#### 1 応援職員の心得

応援職員は、あらかじめ被災自治体と調整した支援業務や、その他、現地での被災自治体職員からの要望（あるいは「依頼」）について応援業務を実施する。なお、被災地での応援業務に関する基本方針は次のとおりとする。

- 自身と行動をとる職員の安全を第一に考える。
- 地震災害の場合は、余震や地震後の降雨等による二次災害の発生に留意し、安全性を確認して作業に当たる。
- 被災者の目線での対応に心がける。
- 被災自治体職員の心情や体調に十分配慮した言動や対応に心がける。
- 被災自治体職員も災害対応経験が少ないケースも多く、混乱した状況の中で、適宜情報共有や連携を行いながら最善の方法を見つけて作業を進めていかなければならないことに留意する。
- 活動に当たっては、積極的に被災自治体職員とコミュニケーションを図る。
- 他自治体の応援職員との連携を密にとり、作業方針の統一を図る。
- 健康管理に十分気を付ける。
- 後に入る応援職員への引継ぎまでが応援業務であることを意識する。
- 被災地という特殊性のある環境であることから、現地での状況を積極的に把握し、臨機応変に対応する。

#### 2 現地での1日のスケジュールイメージ



#### 3 応援派遣隊間における業務の引継ぎ

事前説明会等で把握していた内容と現地の状況が異なることが想定されるため、現地での状況を積極的に把握し、応援派遣隊間の引継ぎを確実に行うこととする。また、引継内容については、本部事務局（危機管理局）や専門職員活動支援班（関係各局）に共有する。

#### 4 現地調整員による支援活動の実施

広域的支援による派遣や個別協定等による派遣に当たっては、本部事務局（危機管理局）は、被災自治体との連絡調整及び応援職員の支援のために現地調整員を派遣し、次の業務を実施する。

- (1) 被災自治体の災害対策本部と連携し、被災地の被害状況やニーズを把握するとともに、本市からの応援職員の業務内容を調整する。
- (2) 被災地のニーズを分析し、必要な支援内容を整理して、本部事務局に報告する。
- (3) 被災地にて急遽資機材等が必要になった場合、本部事務局と連携し、状況に応じて現地にて資機材等の手配を行う。
- (4) 派遣隊間で業務の引継ぎを行う際、「事務引継書」などを用いて、引継ぎを支援する。
- (5) 他自治体の応援職員等を通じた応援活動の情報共有と効率化等の調整を行う。
- (6) 応援職員の相談窓口となり、適切なサポートや被災自治体の災害対策本部等との調整を実施する。
- (7) 支援活動状況報告書を作成し、本部事務局に共有する。

## 4. その他の支援活動

---

### 4.1 救援物資の輸送

---

#### 1 要請に基づく救援物資の輸送

救援物資班（危機管理局）は、被災自治体から食料・飲料水、生活必需物資、災害用資機材等が不足し、支援の要請があった場合、物資の品目、量、担当者の連絡先、納入先、輸送の行程など、支援に必要な基本情報を収集し、本市の備蓄物資から提供可能なものを輸送班（財政局）と連携して被災地に輸送する。

#### 2 救援物資の輸送に当たっての留意事項

- (1) 企業や団体から物資提供の申出があった場合は、品目・数量及び輸送手段等を確認し、被災地のニーズとの整合を図る。
- (2) 個人からの小口物資については、時間の経過とともにニーズが変化していくため、被災者のニーズとのズレが生じ、結果的に多くの善意を十分に生かしきれなくなる場合があること、また、被災地での仕分けに多くの労力を必要とすることなどに配慮し、原則として取り扱わないものとする。

### 4.2 義援金等の取扱い

---

義援金等・ボランティア班（健康福祉局、関係各局）は被災者の生活再建に役立てるため、関係団体と連携し、義援金等の募集や寄贈等を実施する。また、関係機関と連携し、災害ボランティアについてホームページ等で周知を行う。

### 4.3 広域避難者の受入れ、生活支援

---

本市への広域避難者があった場合、関係各局は、避難所の開設や市営住宅の提供など被災者の生活の場の確保に努める。

また、避難者がすぐに生活を開始できるよう、広域避難者支援班（危機管理局）は、広域避難者向けの「支援メニュー」を冊子にとりまとめ、当該広域避難者と最初に対応した所属を通じて広域避難者へ提供する。

さらに、広域避難者支援班（関係各局）は、広域避難者が「いつ」、「どこに」避難しているかについて、情報を集約し、本部事務局へ報告する。

### 4.4 災害廃棄物の受入れ

---

災害廃棄物の受入れ要請を受けた場合、災害廃棄物受入班（環境経済局）が「相模原市一般廃棄物処理基本計画」に基づき対応を検討する。

## 5. 広報

---

応援活動の報道発表については、迅速な対応を行うため、通常時と同様に各課での対応を基本とするが、同時期に類似内容の支援を行う場合などは、広報担当（市長公室）による発表内容の確認の中で、担当課間の提供内容及び時期について調整を行う。

なお、発表の適否については、「報道発表ハンドブック」を参考に各課判断とする。

## 6. 被災地支援本部等の廃止

---

### 6.1 被災地支援本部等の廃止

---

応援職員の派遣終了や広域避難者の避難終了等をもって、本部長の判断により被災地支援本部等を廃止する。

### 6.2 費用負担

---

本市が応援活動を行う場合の費用負担は、次のとおりとする。

ア 応援に要した費用は、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

イ 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援をする自治体の負担とする（地方公務員災害補償法）。

ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災自治体が、被災自治体への往復の途中において生じたものについては応援をする自治体が賠償責任を負う（国家賠償法第1条等）。

エ 災害救助法の規定による救助に要する費用は、救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する（災害救助法第18条）。

なお、都道府県等は、他の都道府県等の都道府県知事等により行われた救助につき行った応援のため支弁した費用について、当該他の都道府県等に対して、求償することができる。（災害救助法第20条）。

### 6.3 応援活動の取りまとめ

---

職員の派遣が終了した後は、応援職員等に対し、聴き取り調査やアンケート調査等を行い、応援活動の総括・振り返りを行うとともに被災地支援本部等は支援活動の検証を行い、報告書を作成する。

## 7. 平時の備え

---

関係各局においては、平時から職員への研修又は訓練の実施や必要な資機材の整備を行い、他自治体等での大規模災害等発生時に、速やかに応援活動が実施できるよう準備する。

### 7.1 計画の修正・推進

---

関係各局においては、国の新しい制度や知見などの情勢の変化に伴う時点修正を取り入れ、各種防災計画やマニュアル等に応援派遣が想定される業務の内容を反映させ、研修・訓練等を通じて内容を周知し、理解を深める。

また、被災地支援を行った際には、今後の応援活動の改善のために必要に応じて本計画の見直しを検討するとともに本市が被災して応援を求める場合に備えておくべき対策を推進する。

### 7.2 人材の育成

---

関係各局は、被災地への支援に備え、研修・訓練等を定期的実施し、支援体制等の向上を行う。

### 7.3 職員の被災地応援活動経験の明確化

---

関係各局は、応援職員派遣時に、被災地の支援ニーズに対応可能な職員を迅速に選定できるよう過去の被災地応援活動経験の有無や災害マネジメント支援員等の登録状況などについて整理する。

### 7.4 資機材等の準備

---

#### 1 応援活動時に使用する資機材等の準備

関係各局は、応援活動時に被災自治体の負担にならないようにするため、自己完結できるよう平素から「資料2」（応援活動時に使用する資機材等一覧）のとおり必要な資機材等の準備に努める。

また、移動手段、宿泊先、被災地の状況によって、必要な資機材等も変わるため、適宜必要なものを準備しておく。

なお、食品類、生活物資、医薬品関係については、総務局において、必要に応じて関係各課・機関等へ必要数を照会し、調達を行うこととする。

## 2 被災自治体からの要請に対する備蓄品等の準備

危機管理局は、被災自治体からの要請に対応できるよう、被災地支援にも活用可能な備蓄品や支援車両などの整備に努める。

## 7.5 関係機関・団体等への協力関係づくり

---

関係各局は、被災地への支援を円滑に行えるよう、関係機関や団体と協力関係を構築しておく。